

地域県土警察常任委員会資料

(令和5年8月21日)

[件名]

- 令和5年台風第7号に係る災害の状況について
(危機対策・情報課) … 2

- 令和5年度第2回原子力安全顧問会議の開催結果について
(原子力安全対策課) … 3

危 機 管 理 部

令和5年台風第7号に係る災害の状況について

令和5年8月21日
危機対策・情報課

1 台風の状況

8月15日に和歌山県の潮岬付近に上陸し、兵庫県をゆっくりと北上し、15日夕方に鳥取県に最接近。台風周辺の温かく湿った空気が流れ込んだため、鳥取県では、局地的に雷を伴った猛烈な雨となった。15日16:40には、鳥取市に大雨特別警報が発表された。

・鳥取市佐治では、1時間降水量が統計開始以来最も多くなった。

◆1時間降水量の日最大値(アメダスによる速報値)

鳥取市佐治 97.5ミリ(15日04時52分)※1982年の統計開始以来、第1位を更新

・また鳥取県では、降り始めからの雨量が平年の8月の月降水量の3倍近くに達する記録的な大雨となった地域もあった。

◆降り始め(14日12時)から18日7時までの

降水量(アメダスによる速報値)

鳥取市佐治 537.5ミリ(参考:15日

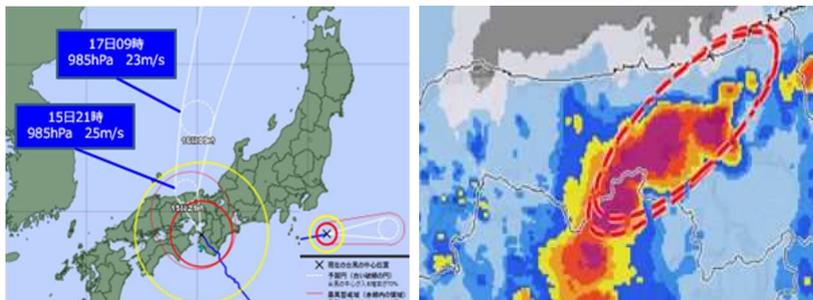
0~24時の解析雨量約700ミリ)

鳥取市鹿野 506.0ミリ

智頭 323.5ミリ

鳥取市吉方 238.0ミリ

倉吉市関金 229.0ミリ



2 主な被害状況(20日13時現在)

項目	被害状況
人的被害	なし
住家被害 ※調査中	・全壊1棟(鳥取市)、床上浸水11棟(鳥取市・倉吉市・三朝町)、床下浸水38棟(鳥取市・倉吉市・若桜町・智頭町・八頭町・三朝町)
避難情報	・緊急安全確保:鳥取市(全域)、八頭町(一部)、琴浦町(全域)88,853世帯199,256人 ・避難指示:鳥取市(全域)、倉吉市(全域)、八頭町(一部)、三朝町(全域)105,511世帯233,864人 ・高齢者等避難:鳥取市(一部)、岩美町(全域)、若桜町(全域)、智頭町(全域)、湯梨浜町(羽合他)、日野町(全域)、江府町(全域)31,481世帯74,835人 ・避難所開設:152箇所(19市町村)、避難者数:132人(8/16 9:00集計時点)
孤立集落	・土砂流出による道路通行止め等により、孤立集落が発生。 (鳥取市24地域、八頭町2地域、三朝町2地域)⇒8/18(金)20:30孤立解消
停電	・風雨による設備の故障等により各地で停電が発生(鳥取市5,640戸、米子市450戸、倉吉市810戸、三朝町490戸、北栄町270戸、伯耆町340戸)
上下水道	[上水道]土砂崩れによる配水管の破損等による断水が発生(鳥取市・八頭町) [下水道]下水道管の破損による汚水の漏出が発生(鳥取市・八頭町) ⇒迂回管路仮設置、汚水管仮接続の方向で調整中。
農林水産被害 ※調査中	・大雨による果樹園の土砂崩落、白ネギ、大豆等の冠水、水田への土砂流入、水田の法面崩壊、農道の崩落、水路破損、頭首工崩落、林道の路肩崩壊などの被害が発生 ・被害額は、28億円以上の規模の見込み。
公共土木施設被害 ※調査中	・道路全面通行止:現在13箇所(県管理13箇所、国・NEXCO管理0箇所) ・道路規制解除(片側交互通行含む)21箇所(県管理17箇所、国・NEXCO管理4箇所) ・その他公共土木施設被害については河川95件、道路143件、港湾1件が発生。

◆(鳥取市用瀬町別府)道路被害



◆(八頭町福地・私都川)道路被害



◆(三朝町助谷)水田への土砂流入



令和5年度第2回鳥取県原子力安全顧問会議の開催結果について

令和5年8月21日

原子力安全対策課

8月8日、中国電力から「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第6条第1項第3号の規定に基づく同発電所1号機の廃止措置計画に係る事前報告を受け、廃止措置計画が安全かつ適切に実施されるか、専門的な観点から確認いただくことを目的として、次のとおり原子力安全顧問会議を開催しました。

1 開催日時 8月18日（金）午後3時30分～午後5時15分

2 開催場所 県庁緊急事態対処センター ※Web 併用

3 出席者

(1) 県原子力安全顧問（17名中10名出席）

占部顧問、藤川顧問、神谷顧問、富永顧問、吉田顧問、片岡顧問、北田顧問、望月顧問、佐々木顧問、西田顧問

(2) 中国電力

(3) オブザーバー（米子市、境港市）等

4 議題と主な意見

(1) 議題1 島根原発1号機の廃止措置計画の変更

ア 中国電力の説明

廃止措置全体工程の見直し及び第2段階（原子炉本体周辺設備等解体撤去期間）に行う具体的な事項を示し、変更認可申請を行う。

【主な内容】

○第1段階の実施状況

・新燃料の搬出完了、放射線管理区域外の設備の解体撤去（第2段階以降も継続）等

○第2段階の計画変更

・廃止措置の終了時期を「2045年度」から「2049年度」に変更。

・汚染状況の調査は第1段階に引き続き実施。

・放射線管理区域内の設備を放射能レベルの低い物から解体撤去。

・廃止措置で発生する廃棄物について、可能な限り放射性物質として扱う必要のないもの（クリアランス制度対象物）として搬出。

イ 顧問の主な意見

・第2段階で実施する汚染状況の調査は第3段階で解体する設備を対象としているということであり、第2段階で解体する設備の汚染状況の調査は第1段階で終了していることを丁寧に説明すること。

・第2段階を12年とする具体的な根拠を明確にし、住民等に対して丁寧な説明を行うこと。

ウ 今後の対応

顧問会議では、今回の確認結果を取りまとめ、顧問会議意見として県に報告する。

(2) 議題2 島根原発2号機の設計及び工事計画認可に係る審査状況

※今後、審査終了に伴い県の意見を言うため、これまで2回の原子力安全顧問ワーキングで確認していただいており、今回の顧問会議で審査全体の状況について、再度の確認をしていただいた。

ア 中国電力の説明

工事計画認可の審査では、設置変更許可（令和3年9月15日許可）の審査等を踏まえた詳細な設備設計、評価手法及び評価結果を審査会合等で説明している。（審査会合9回、ヒアリング495回（8月10日現在））

【例】・建屋等の構造物の耐震設計は、最新のデータを基に構造物や入力地震動を詳細にモデル化し設計。

・津波で漁船が漂流して防波壁に衝突することを想定し、船舶を詳細にモデル化して算出した衝突荷重に耐えられるよう、漂流物対策設備（防波壁に付帯）を設計。

イ 顧問の主な意見

・新たな規制要求（バックフィット）への対応は、高経年化原発の“設計の古さ”等の課題に対し、最新の知見等により安全性を高めるものであり、地域の不安を取り除く上でも丁寧な説明を行うこと。

・設置変更許可の段階から工事計画認可審査において変更事項があり、安全対策工事の実施においても設計に従い、安全に実施していただきたい。